

●香川県告示第308号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年6月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

小豆郡小豆島町蒲生字西ノ丸甲2479から甲2481まで、甲2518から甲2520まで、字山口甲2792の1、甲2793の1、甲2794、甲2795の1、甲2797から甲2799まで、甲2800の1、甲2801から甲2803まで、甲2847、甲2848、甲2854、甲2900から甲2902まで、字奥ノ谷乙1の1、乙3の1から乙3の3まで、乙4、乙6、乙7、乙10、乙14、乙15、乙17から乙26まで、乙28から乙36まで、乙48から乙50まで、乙52、乙53の2、乙54の1、乙55の1、乙56の1、乙56の3、乙58の1、乙59の1、乙59の3、乙60の1、乙60の3、乙61の1、乙61の3、乙62の1、乙63から乙66まで、字西上乙130の1、乙130の2、乙131の1、乙131の3、字滝ノ下乙145の1、乙145の3、乙146の1、乙146の3、乙147、乙148の1、乙148の3、乙149の1、乙149の3、乙149の5、乙150の1、乙150の3、乙150の6、乙151の1、乙151の3、乙152、乙153の1から乙153の3まで、乙166の1、乙166の2、乙167、乙179から乙181まで、乙182の1、乙182の2・乙182の3（以上2筆国有林）、乙183の1、乙183の2（国有林）、乙184の1、乙184の2（国有林）、乙186、乙187、乙189、乙190、乙215、乙216の1、乙216の3、乙216の5、乙217の1、乙217の3、乙217の5、乙218の1、乙218の3、乙218の5、乙219の1、乙219の3、乙219の5、乙220の1、乙220の3、乙221から乙223まで

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び小豆島町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）